

軽油引取税免証（農業用）交付申請の集合受付について

◆会場 鹿角地域振興局 3階
大会議室

◆注意

免税証（農業用）の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、申請手続きをしてください。お住まいの地域以外の会場でも申請することができます。

総合県税事務所鹿角支所での受付は、2月3日から行います。ただし、支所受付分の交付は、集合受付分よりも遅くなりますがので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

◆日時 1月20日（月）
13時～15時30分

・令和2年の耕作期間中に使用者証（厚紙）の有効期間が過ぎる場合は、更新申請が必要です。
・共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要になります。

◆必要書類等一覧		新規	更新	継続	機械追加
1	免税軽油使用者証		○	○	○
2	免税軽油使用者証交付申請書※1	○	○		
3	誓約書	○	○		
4	機械の販売証明書	○	※2		○
5	免税証交付申請書	○	○	○	○
6	農業委員会が交付する耕作証明書	○	○	○	○
7	免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○	○	○
8	軽油の納品書または販売証明書	○	○	○	○
9	未使用の免税証	○	○	○	○
10	ハンコ	○	○	○	○

※1 交付時に秋田県証紙（400円分）が必要

※2 機械の追加・入替があれば必要

秋田県総合県税事務所課税第二課
(TEL 018-866-3341)

からは「秋田県免税軽油」で検索してください。申請手続きについてご案内しています。また、一部の様式をダウンロードできます。

◆お問い合わせ先

東北森林管理局企画調整課
(TEL 018-836-2228)

令和2・3年度「国有林モニター」の募集



募集

大館税務署個人課税部門
(TEL 0186-42-0671)

◆時間 13時30分～15時30分
◆会場 鹿角市交流センター

◆時間 13時30分～15時30分
◆会場 鹿角地域振興局 3階
大会議室

申告に当たり、大館税務署では、農業所得を申告する方を対象に説明会を開催しますのでぜひご出席ください。

「農業所得収支計算説明会」を開催します

あ・く・や・み
(11月受付分・敬称略・へ)は行政区
慶弔だより

広報こさか11月号（11月10日発行）

11ページの記事に誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。

○町内各施設冬期閉鎖・休業
●小坂鉄道レールパーク
正
●郷土館
12月20日～3月10日
11月25日～3月下旬

11ページの記事に誤りがありました。
お詫びして訂正いたしました。



※『慶弔だより』への掲載を希望されない場合は、届出の際に窓口へお伝えください。

秋田県行政書士会
澤口紀夫行政書士事務所

許認可・登録申請、遺言や相続、契約・農業委員会届出などの相談から書類作成までサポートします。
(行政書士登録番号 第12021402号) (他資格:測量士)

秋田県鹿角郡小坂町小坂字中前田30番地
電話番号(事務所)080-1659-1606 (自宅)29-3533

鹿角市・小坂町上下水道指定工事店
水廻りの工事・修理／給油・ボイラー取付

お見積は無料 (有)小坂水道 小坂町大生手2
29-3495